

雄物川下流・子吉川の 樹木伐採希望者を公募します

～河川管理におけるコスト縮減と伐採木の有効利用の取り組み～

河川管理を行う上で支障となる河道内の樹木【雄物川下流1工区（新屋地先）】、【雄物川下流2工区（小山地先）】、【子吉川1工区（前郷地先）】を、公募により地域住民の皆様には樹木伐採をしていただき、伐採木の有効利用していただく取り組みを実施しますのでお知らせします。

【伐採箇所】

- ・雄物川下流1工区
秋田市新屋地先【雄物川左岸1.6km】
約600㎡の伐採予定（約300㎡×2区画）
- ・雄物川下流2工区
秋田市小山地先【秋田市上水道第3取水口上流の高水敷（雄物川左岸7.0km）】
約600㎡の伐採予定（約300㎡×2区画）
- ・子吉川
由利本荘市前郷地先【滝沢橋下流の高水敷（子吉川右岸15.6km付近）】
約2,500㎡の伐採予定（約500㎡×5区画）

※現地には区画が分かるように、テープ等で区画割りの表示をしております。

伐採箇所の詳細については、各出張所にお問い合わせください。

【伐採条件】

- ・伐採、搬出の費用は、全て伐採を認められた応募者の負担とし、伐採した樹木は持ち帰ってもらいます。
- ・形状、加工を問わず、第三者への有償もしくは無償配布することは禁止します。
- ・第三者へ危害を及ぼした場合は、伐採者が賠償責任を負います。
- ・伐採木を運搬する車輛は軽トラック程度とします。
- ・伐採時期は平成23年12月上旬～3月中旬頃の予定 ※約4ヶ月間とします。
- ・作業時間は、9時から16時を基本とします。
- ・伐採する際の除雪は伐採する方が行うものとします。

【応募資格】

- ・雄物川周辺(秋田市)、子吉川周辺(由利本荘市)に在住若しくは勤務先のある個人、法人、地方自治体とし、伐採木の使用用途として、自家消費される方に限定します。

【応募方法】

- ・応募用紙の入手方法は秋田河川国道事務所、茨島出張所、子吉川出張所を訪れていただくか、秋田河川国道事務所ホームページ(<http://www.thr.mlit.go.jp/akita/>)から印刷して下さい。
- ・秋田市新屋、小山地先は茨島出張所、由利本荘市前郷地先は子吉川出張所まで、応募用紙に記入のうえ下記方法にて申し込みをお願いします。

(申し込み方法)

- ①郵送、②FAX、③インターネット(ホームページ)、④持参のいずれかの方法
- ※詳細な住所等は下段の問い合わせ先を参照願います。

【応募受付期間】

- ・平成23年11月14日(月)～11月24日(木) 9:00～16:00まで

【伐採者の決定方法】

- ・公共機関または公益的事業を実施する団体を優先します。
- ・応募者多数の場合には抽選により伐採者を決定します。よって、応募者全員が伐採できるとは限りません。
- ・抽選日時等については下記のとおり行います。(公開抽選)
【新屋、小山地先】平成23年11月25日(金) 10:00から茨島出張所にて
【前郷地先】平成23年11月25日(金) 10:00から子吉川出張所にて

※今回、樹木伐採する箇所は、河川管理上支障があるため行うものですが、河川内の樹木を無許可で伐採することは、法律に違反することになり、罰せられる恐れがあります。

発表記者会：秋田県政記者会

お問い合わせ先

※公募伐採の制度等に関する問い合わせ

国土交通省 秋田河川国道事務所

河川管理課長 大場 勝信(おおば かつのぶ)

住所：秋田市山王一丁目10-29 TEL：018-864-2290

※伐採箇所等、現場に関する問い合わせ

【秋田市新屋、小山地先担当】

国土交通省 秋田河川国道事務所 茨島出張所

茨島出張所長 小野 輝明(おの てるあき)

住所：秋田市茨島5丁目6-28

TEL：018-862-4362 FAX：018-862-4750

【由利本荘市前郷地先担当】

国土交通省 秋田河川国道事務所 子吉川出張所

子吉川出張所長 樋川 満(としかわ みつる)

住所：本荘市石脇字田尻29

TEL：0184-22-6360 FAX：0184-22-4166

※上記のほか、秋田河川国道事務所のホームページでも受け付けます。

メールアドレス：akita@thr.mlit.go.jp